

平成 24 年度 科学技術戦略推進費
「総合科学技術会議における政策立案のための調査」に係る実施方針（案）

平成 24 年 8 月 30 日
総合科学技術会議

調査名 ①海外の大学・研究機関における教員・研究者の雇用形態に関する調査

1. 目的

- 有期労働契約を一定期間を超えて反復継続した場合には無期労働契約に転換させるという今般の労働契約法改正を受けて、大学・研究機関における従来の教員・研究者等の雇用形態が大きな変更を求められる可能性があることを指摘する声もある。
- 本制度改正は、教員・研究者を有する機関を所掌する各府省に大きく関係するものであり、関係府省においては、当該機関の活動を担う高度な専門性を備えた研究者等を確保し、健全に再生産していくこと自体が重要な使命であることに留意し、各機関の自律性を尊重しつつ、このための取り組みを支援していくことが望まれている。
- しかしながら、今回の法改正の内容はEU諸国で行われている労働法制をモデルとしたものであるとされているところ、このルールの下で、EU諸国の大学・研究機関で実際にどのように教員・研究者を雇用しているのかについて先行研究の知見が殆ど存在していない。このため、上記に関して主要国の調査を行い、改正された労働契約法の下での日本の大学・研究機関における教員・研究者の雇用形態に大きな混乱が生じないように、制度の在り方について正確な実態の把握を行うことが求められている。
- 総合科学技術会議では、科学技術政策推進のための司令塔として、上記事項について主要国の調査を実施し、本調査結果を踏まえた検討を科学技術イノベーション政策推進専門調査会基礎研究・人材育成部会で行った上で、効果的・効率的な教員・研究者の雇用形態の在り方について関係省庁に情報提供、助言を行い、大きな方向性を共有していくことを予定している。本調査はこのような科学技術システム改革に向けた総合科学技術会議の活動に資する事業である。

2. 実施内容等

担当府省 : 内閣府 政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）
実施機関 : 担当府省において行う入札により決定

（重要性・緊急性）

- 今般の労働契約法の改正は、多くの大学・研究機関とそこで働く教員・研究者にとっては予期せぬ事態であり、具体的な対応策を検討する以前にいくつか当惑の声が出されているという状況にある。
- この問題への具体的な対応は、一義的には大学・研究機関と、それらを所管する各省が責任を負うべきものであるが、大きな方向性については全体に共有されることが望まれる。その際の論点は幾つか考えられるが、最もクリティカルな問題は大学・研究機関の教員・研究者について、研究者としての側面と労働者としての側面と、異なる原理にどう折り合いをつけるかということであり、その点について大きな混乱なく制度が導入されている欧州諸国の対応を確認しておくことは重要である。
- 実際に改正労働法が法的効果を発現するのは今後6年近く先（法案成立後1年以内の施行で、なおかつそれ以降に締結された労働契約が5年を超えて反復更新された時点）のことではある。しかしその時になって初めて対応を検討するのではもとより遅すぎる。組織としての大学・研究機関はもとより、そこで働く教員・研究者が、できるだけ早期にこの問題への対応についての「見通し」を持てるようにし（その上で組織の中で時間をかけた話し合いを行い、できる限り多くの関係者の合意を得た対応策を決定することが望まれる）、5年後の「その日」に向けて円滑な移行を図ることができるよう、本件調査に一刻も早く着手することが必要である。
- なお、調査の結果によっては、教員・研究者に関して特例的に扱うための法的措置を講ずる必要性が明らかとなる可能性もあると考えている。

（実施内容）

- 今回の法改正はEU諸国の制度を参考にしているところ（なお、国により自動的に無期限の雇用形態に移行する年限は異なっており、例えば英国では4年、スウェーデン・イタリアでは3年となっている）、①当該雇用法制と②研究期間に対応した有期労働契約を前提とする研究プロジェクトの運営、の双方の調和がどのような制度・運用上の仕組みによって図られているのかについて、日本国内での文献（比較）調査及び海外での現地調査を行う。
- なお、EUと対照的な状況にあるとされる米国の大学・研究機関における教員・研究者の雇用形態についても関連の調査を行う。

3. 調査結果の報告

担当府省は、調査を取りまとめたのち、速やかに、その結果を科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員へ報告する。